

公園施設専用使用許可申請書

年 月 日

山口きらら博記念公園 指定管理者
きらら未来創発パートナーズ 様

郵便番号
申請者 住 所

氏 名

(電話 - -)

下記のとおり公園施設の専用使用の許可を受けたいので、山口県立都市公園条例第7条第1項の規定により申請します。

記

都 市 公 園 の 名 称		山口きらら博記念公園			
使用しようとする公園施設	名 称				
	使 用 期 間	年 月 日 ()	時 分	から	
		年 月 日 ()	時 分	まで	
使用しようとする附属施設及び器具	名 称				
	使 用 期 間	年 月 日 ()	時 分	から	
		年 月 日 ()	時 分	まで	
使 用 の 目 的					
使 用 人 員		人			
※ 利 用 料		円			
そ の 他 参 考 と なる べき 事 項					

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 ※印欄は、記入しないこと。

備 考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

留 意 事 項

1 申請者の義務

申請者は施設の利用に際し、事故等が生じないよう使用目的にそった万全の対策を講じることとし、不測の事態が生じた場合は、一切の責任をもちこれに対処すること。

また、施設に損傷等を与えた場合は、速やかにその状況を山口きらら博記念公園の管理者に報告するとともに、管理者の指示に従うこと。

2 利用の取消し

次の各号に該当するときは、利用期間中であっても施設利用の許可を取り消し、その効力を停止する場合がある。なお、この場合において、使用料は返還しない。

- (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたことが判明したとき
- (2) 騒音等、周辺住民や周辺施設での環境を害したとき
- (3) 法令に反する行為があると認められたとき
- (4) 公園の良好なイメージを損なうおそれがあるとき

3 権利の譲渡

申請者は、許可によって生じる権利を第三者に譲渡、又は転貸することができない。

4 疑義

留意事項に定めのない事項等、疑義が生じた場合は、管理者との協議によりこれに対応すること。

山口きらら博記念公園の施設利用にあたり申請者は、上記事項を確認した。

令和 年 月 日

山口きらら博記念公園 指定管理者
きらら未来創発パートナーズ 様

申 請 者 :
(電話番号 :)